

雇用政策基本方針の一部改正に ついて

雇用政策基本方針の一部を改正する件について

平成 28 年 3 月
職業安定局雇用政策課

1 改正の経緯・概要

- 雇用政策基本方針は、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「雇用対策法施行規則」という。）第 1 条の規定に基づき、雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事項について講じようとする施策に関し、その基本となる事項を定めるものである。

直近では、平成 26 年 4 月に、雇用政策基本方針（平成 26 年厚生労働省告示第 201 号）を策定し、当面 5 年程度の間には我が国が取り組むべき雇用政策の基本的な方向性について定めたところ。

- 当該方針の策定後、政府全体で地方創生が重要政策課題として取り上げられており、特に雇用に関しては、地域における良質な雇用機会の不足が地方から東京圏への人口流出を加速させ、地域の衰退を促進している面があることが指摘されていること等を踏まえ、地域において良質な雇用の確保が必要である（参考）。

(参考)

●まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）（抄）

I. 基本的な考え方

3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方創生は、いうまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。

その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのが、負のスパイラル（悪循環の連鎖）に歯止めをかけ、好循環を確立する取組である。都市部には、仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が約 4 割いるとの調査結果もある。悪循環を断ち切るには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むことが必要である。

(1) しごとの創生

地域に根付いたサービス産業の活力、生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、「雇用の質」の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」＋「安定した雇用形態」＋「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。こうした「雇用の質」を重視した取組こそが、労働力人口の減少が深刻な地方では重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に向上させていくことが必要となる。

●「日本再興戦略」改訂 2015-未来への投資・生産性革命-（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抄）

第一 総論

II. 改訂戦略における鍵となる施策

2. ローカル・アベノミクスの推進

人口減少と少子高齢化は、地方においてより深刻である。こうした現実を直視し、昨年 9 月、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口減少の克服と地方創生に全力で取り組んできた。その結果、地方でも危機感が共有され、新たな取組が生まれつつある。

毎年 10 万人ずつ 20 代を中心に若者が地方から東京圏へ流出し、それが地域経済の停滞に拍車をかけるという悪循環が生じている。この流れに待ったをかけるためには、何よりもまず、地方に魅力あるしごとを創り出すことが必要である。地域には、数多くの地域資源が眠っている。地域の持てる力を磨き上げ、潜在力を最大限に発揮すれば、国内のみならず海外のマーケットを切り拓いていくことも十分に可能である。

- こうした状況を踏まえ、雇用政策基本方針に、法第 4 条第 1 項第 9 号及び第 11 号に掲げる事項について講じようとする施策内容の一つとして、地域における良質な雇用機会の確保に関する記載を追加する。

2 改正の内容

- 雇用政策基本方針に、「地域の活力を維持するため、雇用機会が不足している地域における期間の定めがなく、かつ、フルタイムの雇用機会の創出に向けた支援等により、地域における良質な雇用機会の確保を図る。」旨の内容を追加する。

3 公布日

平成 28 年 4 月 1 日（金）（予定）

4 施行日

公布の日（予定）

関係条文

●平成二十六年厚生労働省告示第二百一号（抄）

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条第二項の規定に基づき、雇用政策基本方針（平成二十年厚生労働省告示第四十号）の全部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

雇用政策基本方針

－仕事を通じた一人一人の成長と、社会全体の成長の好循環を目指して－

目次（略）

はじめに（略）

第一（略）

第二 今後の雇用政策の基本方針

一（略）

二 雇用政策の基本的な方向性

（一）～（三）（略）

（四）良質な雇用の創出

①～②（略）

③ 地域の雇用機会の確保

地域の人口が減少していく中で、地域が活力を維持していくための将来像を示していくことが重要である。例えば、コンパクトシティのように機能の集約と人口の集積を図るなど、豊かで住みやすい地域の環境作りを進めて行く中、地域雇用政策や公共職業安定所等の労働関係機関における就労支援策についても、一層、地方公共団体の地域づくりに関する方針と調和を図る。

雇用政策の 将来ビジョン

仕事を通じた一人ひとりの成長と、社会全体の成長の好循環

【背景】・人口減少（生産年齢人口は2030年までに15.5%減少（2012年との比較））・グローバル化による競争激化（貿易収支は赤字基調）等

実現に向けた二つの軸

社会全体での人材の最適配置・最大活用

- 能力開発の強化、能力の「見える化」
- 民間、自治体、ハローワーク等が相互補完的にマッチング機能を最大化
- 個人の成長と意欲を企業の強みにつなげる雇用管理

「労働市場
インフラ」
の戦略的強化

危機意識をもって「全員参加の社会」を実現

- 多様な働き方、恒常的な長時間労働の是正など働き方の改革
- 若者には「成長できる仕事」を
- 女性の活躍は当たり前
- 高齢者も経済成長の担い手 等

＜今後の施策の方向性＞

「労働市場インフラ」の戦略的強化

①能力開発・能力評価制度の整備

- 企業内、個人主導など様々な機会を捉えた職業能力開発の強化
- 能力評価の「ものさし」を整備し、職業能力の「見える化」を推進 等

②マッチング機能の強化

- 民間人材ビジネスなど外部労働市場全体でマッチング機能を最大化
- ハローワークごとの評価制度の導入やITの活用によるハローワークの改革・機能向上 等

③良質な雇用機会の創出

- 産業政策で良質な雇用機会を創出
- 製造業は日本の強みであり今後も成長の1つの軸として育成
- サービス業、介護、建設など労働集約分野で業所管省庁、業界自身による魅力ある職場づくり 等

④企業の強みにつなげる雇用管理の実現

- 労働者の主体性、内発性を引き出す雇用管理の実現
- 企業内の労使コミュニケーションの活性化 等

外部労働市場の活性化

＜「全員参加の社会」にふさわしい働き方の構築＞

- 労働者の希望を生かした多様な働き方の実現
- 「時間意識」を高め、「正社員＝いつでも残業」を変えよう

＜意欲を高め、すべての人に、仕事を通じた成長の機会を＞

- 教育と雇用をつなぎ、あらゆる状況にある若者にキャリア形成のチャンスを提供、
- 高齢者も成長の一翼を担う
- 「女性の活躍は当たり前」という社会へ、
- 男性の働き方にも多様性・柔軟性を、
- 障害者等が能力と適性に応じて活躍できる社会を目指して、
- 様々な事情・困難を克服し就職を目指す人たちを支援、
- 外国人材の活用

⑤「全員参加の社会」 の実現